

業務指示書

バングラデシュ国国際連系線情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2014年9月17日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 早山 恒成 Soyama.Tsunenari@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年9月22日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません

() 認めません

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 資本金での共同企業体の結成を認めません。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他地に行われた調査参加コンサルタント

て、構成員にはなりません

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）については補強を認めません。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 決の社員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：電力系統計画・水力電源開発に関する業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（電源開発計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：電源開発計画
- 2) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 系統計画・運用】

- 1) 類似業務の経験：系統計画・運用
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 水土木】

- 1) 類似業務の経験：水土木
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年9月26日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(BDT1 = 1.364 円, US\$1 = 103.77 円, EUR1 = 136.90 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

(○) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: 10月 1日(水) ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 2F

208会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

電源開発計画
系統計画・運用
水力土木

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

14.85 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年10月14日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約) :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
 バングラデシュ国国際連系線情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 電源開発計画	(21.00)	(8.00)
ア) 類似業務の経験	8.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(8.00)
カ) 類似業務の経験	-	3.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(5.00)	(10.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	5.00
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 系統計画・運用	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 水力土木	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

バングラデシュ人民共和国（以下、「バングラデシュ」）の電力・エネルギーセクターは、国産天然ガスを燃料とした電源に過度に依存しており（2013年12月時点で総設備容量の64%）、ベースロードの燃源多様化は電力の安定供給のために最優先課題のひとつである。また、バングラデシュの更なる経済発展には産業の多角化・高度化が不可欠であり、そのためには電力の品質（系統の電圧及び周波数の安定化）を向上させることが必須である。更に、今後中長期的に石炭火力発電の割合が増えていくことが見込まれる中で、気候変動対策の観点から環境負荷の低い再生可能エネルギーの開発が求められている。

オングリッドの大規模な水力発電開発は、上記の課題を克服する有効な手段である。バングラデシュはその平坦な地形のため、既存のカプタイ水力発電所（230MW）以外は国内に有望な1MW程度以上の水力開発地点が見つかっていない。これに対し、ブータン・ネパール・ミャンマー・インド（北東諸州・西ベンガル州）といったバングラデシュを取巻く各国（以下、「近隣国」）では、豊富な包蔵水力を有することが確認されており、これらの水力発電源から国際連系線を介した電力輸入によって、安定的なベースロード供給、燃源多様化、気候変動緩和が期待出来る。

一方、バングラデシュの電源開発状況に鑑みて、2030年前後には国内で余剰電力が発生する見込みであり、電力輸入のみならず、国際連系線を介して近隣国に余剰電力を売電ないし中継することで、自国及び近隣国の電力需給調整に貢献するとともに、外貨獲得も可能となる。

以上を踏まえ、国際電力融通の実施に向けた本格的な検討が重要であるものの、内容が複雑かつ実現に向けて各国内及び域内で様々な対応すべき課題があることから、本格的な検討に先立ち、広範な情報収集を行い、実現性の検討を行う必要が生じている。JICAは、バングラデシュ政府とかかる背景や検討の必要性について協議を行い、本調査の実施について協議議事録（以下、「M/M」）の締結を通じて合意した。

2. 調査の概要

（1）調査の目的

本情報収集・確認調査は、バングラデシュ近隣国との水力発電を電源とする国際電力融通に関し、情報収集・分析を実施すると共に、課題の洗い出しを行うことを目的とする。

（2）対象地域

国内：バングラデシュ全国（主要協議先はダッカ）

国外：ブータン、ネパール、ミャンマー（※）、インド（北東諸州・西ベンガル州）

（※ミャンマーは机上調査のみを想定）

（3）関係官庁・機関

バングラデシュ電力エネルギー鉱物資源省電力局

3. 業務の目的

バングラデシュ—近隣国間における国際連系線を介した電力の輸出入（以下、「国際電力融通」）に係る情報収集・分析（近隣国における電力需給状況及び電源・系統の投資計画、経済・財務、自然条件、環境・社会配慮、政治的意思、国際電力融通を行う組織的枠組み、法規制等）、及びその開発における諸課題・リスクの洗い出し。

4. 業務の範囲

本業務は、「3. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 本調査の位置づけ及び実施方針

近隣国との国際電力融通については、本調査の結果を基に、JICA が今後追加的な協力準備調査等の実施を検討する予定。従って本調査では、技術・経済等諸観点での情報収集とあわせて、案件の早期実現に対する課題・リスクの特定、及び具体的で実現可能な対応策の提案も行うこと。特に、国際間取引特有の要素（外為法や電気事業法等の法制度の側面、周波数や電圧の統一や責任分界点等の技術的側面など）に留意する。

提案にあたっては、南アジア地域で国際電力融通を考える際には地理的条件からインドを経由することが不可欠であるため、水力電源開発国及び国際連系線建設・通過国（以下、「関係国」）に加え、インドにとっても利益を享受できるような仕組み作りが求められる点に留意すること。更に、当該事業の実現には政治的な合意形成が肝要である点に留意し、情報収集のため各国機関を訪問する際には、バングラデシュのためのみならず、対象国に対する裨益効果の説明に留意すること。

なお、ミャンマーは本調査対象地域であるが、本調査では机上分析のみの実施とし、現地調査は想定していない。

(2) 調査を踏まえ想定している事業の概要

現時点で、本調査内で将来的な国際電力融通事業（以下、「本体事業」）として、①バングラデシュへの電力輸出を想定した近隣国における水力発電開発、②右開発地点からバングラデシュへの国際連系線整備、の二つのコンポーネントを想定している。

なお、本調査内で近隣国火力発電所からの電力輸入を対象としていない主な理由は、バングラデシュの燃源多様化及び気候変動緩和の観点から水力発電が重要である点、及び、本事業完成予定時期である2030年前後においてバングラデシュの国内設備容量は約40,000MWで需給ギャップは解消される一方、電力品質維持のために高い負荷追従性を持つ水力発電によるピーク需要対応能力が必要である点にある。但し、近隣国における新規水力発電開発、そこからの国際電力融通についての比較対象として、インド（特に現時点で電力供給余剰のある西ベンガル州）からの電力融通を取り上げることとする。

(3) 現時点での電力融通に関するオプション

JICA は、バングラデシュへの電力融通方法に関して以下の①～③のオプションを

想定し、その中でオプション①が有力と考えているものの、本調査では全てのオプションを検討するものとし、必要に応じて、本体事業として①以外のオプションを提示することは妨げない。

- ① 近隣国水力発電所からバングラデシュ専用連系線による電力輸入：バングラデシュにおける周波数調整、潮流調整、電圧調整（需給・系統調整）、周波数変動等に鑑み、技術的に実現可能性が高い
- ② 交流連系による相対融通：交流による系統連系にメリットが見出される、あるいは域内横断での電力融通に係る制度が確立する場合
- ③ 交直変換機の設置と合わせた直流送電による電力融通：既に500MW実績あり、技術的には特段問題無い。

なお、A国からの水力発電輸入とB国への電力輸出、といった複数国間の電力融通の組合せについても検討する。

【参考】既存データを基にしたバングラデシュ・近隣国の周波数特性定数（推定値）は以下の通り：バングラデシュ（概算）：0.25～0.4%MW/0.1Hz、インド（概算）：0.35～0.6%MW/0.1Hz、ネパール（推定値）：0.5～0.7%MW/0.1Hz、ブータン（推定値）：0.5～0.7%MW/0.1Hz。

（４）既存・類似調査結果の有効活用

近隣国における水力発電開発や電力需要予測、バングラデシュの需要予測、並びに国際電力融通については、既存資料及び現在進行中の調査情報を最大限活用し、調査の効率化を図ること。また、アジア開発銀行（ADB）が2014年9月現在、類似調査を実施中（South Asia Sub-regional Economic Cooperation Cross-Border Power Trade Development、「第3 業務時実施上の条件 4. 配布資料及び閲覧資料を」参照）であり、本調査の検討項目との関連が強いため、JICAを通じてADB及び同調査の調査団と適宜情報共有しつつ、効率的な調査実施に留意すること。

（５）関係機関との調整

本調査の複雑性に鑑み、電力エネルギー鉱物資源省電力局はステアリング・コミッティーを設置する。調査期間中、同コミッティーは適宜調査内容や課題等を確認のうえ、バングラデシュ政府関係者間の意思統一を図る。同コミッティーの構成メンバーは以下の通り：

電力エネルギー鉱物資源省電力局、同省電力改革室、電力開発庁、バングラデシュ送電会社（同社内部の中央給電指令所含む）、財務省経済関係局、外務省

（６）JICA・日本政府との情報共有・意見交換

本調査は国境をまたぐ内容を含むことから、JICA本部、関連国のJICA事務所・日本大使館、並びに在バングラデシュ日本大使館との情報共有・意見交換を適宜行う。タイミングとしては各成果品提出時を目安とするが、情報の重要性等に鑑み、随時JICAバングラデシュ事務所と相談の上、適切に行うこと。

なお、ブータン現地調査の際は、JICAブータン事務所に対して、ブータンでの主な調査対象期間へ調査内容・実施スケジュールを訪問3週間前までに通知し、調査協力を依頼する必要があることに留意すること。また、ブータンに入国する場合、入国

ビザの取得が求められる。ビザの申請には一定の期間を必要とするところ、現地調査を遅滞なく開始するため、申請に必要な書類等については契約後速やかに JICA に提出すること。

(7) 現地踏査への実施機関等の同行

現地踏査へは、越境案件という性質上、協議促進の観点から、電力エネルギー鉱物資源省電力局及びステアリング・コミッティーのメンバーの同行を予定。これに係る諸経費（往復旅費・宿泊費・日当等）については、出張扱いとして調査費用に予算を計上することを認める。参加者は5名程度、一回の帯同期間は7日間とし、3回の現地調査期間中に同行は2回、席種はエコノミー・クラスを想定している。

6. 業務の内容

以下に示す業務の内容について、上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、効果的に業務を実施するために必要な調査方法、手順等を国内準備作業、現地作業及び国内作業毎に具体的に示し、全体として効果的な調査工程をプロポーザルで提案すること。

(1) 事前準備（国内作業）

1) 事業背景・基本情報、関連資料・情報の収集・分析

バングラデシュ政府の開発に係る上位政策（Vision 2021、第6次5カ年計画）、電力セクターの開発計画（Power System Master Plan 2010）、電力・エネルギーセクターの現状・課題等を確認し、本体事業の必要性・妥当性を検証する。併せて、他開発パートナー（ADB、世界銀行、米国開発庁等）、地域機関（南アジア域内協力連合（SAARC）、ベンガル湾多分野技術・経済協カイニシアティブ（BIMSTEC））、準地域機関（南アジア・サブリージョン経済協力（SASEC））、並びに JICA による類似・関連案件情報等の情報を収集・分析する。特に、SAARC における国際電力融通の検討状況については、既往・実施中・検討中を含めて幅広く情報を整理すること。

2) 現地調査の方針策定

上記の情報収集・分析を十分に行った上で、下記事項を踏まえ、現地調査の基本方針、具体的な調査方法、スケジュール等の検討を行う。

- ア) バングラデシュにおける政策及び計画レベルでの国際電力融通の位置づけ
- イ) 調査対象国における電源開発（特に水力）・系統計画及び資金調達計画（民間投資、官民連携を含む）
- ウ) 調査対象国の政治社会情勢、自然環境概況、経済・産業構造
- エ) 調査対象国の国際電力融通に係る政策、法制度、技術、運営体制（地域電力取引市場等）、またその開発計画
- オ) 他開発パートナーの中長期的な支援実績・計画（計画頓挫したものについては経緯把握）
- カ) 定量分析を含む検討を踏まえた電源国・有力候補地の仮設定

3) 質問票の作成

上記を踏まえた、バングラデシュ及び近隣国の政府・実施機関に対する質問票を作

成し、JICA と相談の上第 1 回現地調査前に質問票を送付する。

4) インセプション・レポートの作成

上記の結果や、現地調査に当たり実施機関等に対応を求める事項などを取り纏め、インセプション・レポート (ICR) を作成し JICA へ提出する。

(2) 第 1 回現地情報収集・分析

1) ICR の説明

ICR の内容を要約した英文プレゼンテーション資料を作成し、JICA へ提出する。その後、同資料を基にバングラデシュ・近隣国の政府及び実施機関に説明・協議する。特にバングラデシュ内における外国との電力輸出入に関する政治意思を明確にするため、バングラデシュ外務省に対しても説明・協議を行うこと。

2) バングラデシュにおいて進行中・計画中の事業の確認

バングラデシュ、他開発パートナー、及び各種研究機関による国際電力融通に関する最新の検討状況を、ヒアリング等を基に確認する。

3) 近隣国における国際電力融通・水力発電に関する情報収集・分析

近隣国における国際電力融通 (特にバングラデシュへの電力輸出入) 及び水力発電開発に関する情報収集・分析を行う。各調査対象国において収集・分析する情報は下記を想定。

- ア) 水力発電開発に関する中長期的な開発に係る資金計画 (開発パートナー、民間投資、PPP 等)、実施・計画中の具体的な事業
- イ) 水力発電開発に係る基本的な環境社会配慮事項 (堆砂、地滑り、地殻変動、地震等、有望地点の自然環境リスクに関するデータの確認)
- ウ) 国際電力融通の必要性・可能性 (電力需給状況、電化状況、電気へのアクセスに関する地域間格差、売電価格設定プロセス、地域電力取引市場への参画、系統周波数特性が国際連系線に及ぼす影響等)
- エ) 国際電力融通に関連する法規制の整備状況 (電力事業法、外国貿易に関する規制等)
- オ) 国際電力融通に関する中長期的な開発に係る資金計画、実施・計画中の具体的な事業 (技術・制度面のキャパシティ・ビルディングも含む)
- カ) バングラデシュへの電力融通に対する政治的意思
- キ) 現在のインド電力市場分析と同市場を通じた国際電力融通の可能性
- ク) SAARC 域内電力融通における最新状況 (既存連系線の運用状況や売電価格、新規計画の検討状況等) や促進に向けた課題

4) 水力電源開発国の候補選定・開発有望地点の整理

上記 3) の調査結果及びその他定量的・定性的な判断に基づき、SAARC 域内の電力融通状況を踏まえたバングラデシュにおける国際連系線の位置付けを整理したうえで、バングラデシュに対する輸出用水力電源開発国の候補を絞り込む。

(3) 第 2 回国内作業

1) 水力発電の有望地点リストの作成

第1回現地調査の結果を踏まえ、バングラデシュに電力輸出可能な水力発電開発有望地点リスト（ロングリスト）を作成する（特に2020年代後半～2030年代前半の運開を期待出来るもの）。ロングリストでは、各候補に関する電源容量、バングラデシュまでの連系線の推定距離、発電所・関連設備の建設費用概算、自然環境・環境社会配慮上のリスク等を含めること。

2) 特定開発候補地リストの策定

ロングリストから、更に特定開発候補地に絞り込むための基準を選定する。基準選定にあたっては、発電所建設国における過去の経験や優先順位、経済・財務的妥当性、自然環境・環境社会配慮上のリスク及びその緩和策、関係国の本事業への関心・政治的意欲についても考慮すること。

同基準に基づき、ロングリストから特定開発候補地リスト（ショートリスト）案を策定する（最大で3カ所程度を想定）。その際は、経済優先シナリオや環境優先シナリオ等、複数のシナリオに基づき異なる選定基準を設定し、優先度を定量的に比較すること。

3) インテリム・レポートの作成

第1回現地調査の調査結果、上記1)・2)、並びに第2回現地調査の詳細調査計画を取り纏め、インテリム・レポート（ITR）を作成する。

（4）第2回現地情報収集・分析

1) ITRの説明

ITRの内容を要約した英文プレゼンテーション資料を作成する。その後、同資料を基にバングラデシュ並びに関係国政府に説明・協議し、ITRの内容について確認する。

2) バングラデシュから近隣国への売電及び中継用の地点検討

水力発電からの電力輸入前提の有無に関わらず、バングラデシュから近隣国への売電の可能性、及び中継用の開発有望地点の検討を行う。事前調査及び第1回現地情報収集・分析の結果を踏まえ、バングラデシュに余剰電力が生じる時期を検討した上で、近隣国の想定電力需給状況も鑑みながら、バングラデシュから近隣国の電力輸出に適した地点を検討すること。

3) 現地踏査の実施とショートリストの優先順位付け

ショートリスト案に基づき、水力発電に係る特定開発候補地、及び2)で選定されたバングラデシュ内電力輸出・中継用候補地について現地踏査を行い、技術・経済・環境社会配慮等の諸観点から妥当性を検討する。また、現地踏査を踏まえ、各候補地に対し優先順位を付ける。

4) 水力発電所及び同地点からバングラデシュへの国際連系線事業案の作成

上記で確認した優先順位を基に、最優先のものに関し、水力発電開発、及びバングラデシュと関係国間の国際連系線に係る概略設計案を作成する。また、バングラデシュ及び関係国間の各種安定度や系統周波数特性を算出の上、送電容量、送電電圧、送電方式（直流・交流）、運用方法（緊急融通・常時連系、専用線使用・交流連系）等、国際電力融通に係る重要項目についても併せて提言を行う。

5) 系統解析の実施

上記4)の概略設計案に基づき、PSS/E等のシミュレーション・ツールを用いて、系統解析を実施する。なお、交流連系または電力輸入相手国と輸出相手国が異なる電力融通についての系統解析は、分析内容が複雑化することから、関係国でPSS/Eデータや縮約系統データ等の系統解析のための諸条件が揃っている場合のみ実施することで可とする。

6) 経済・財務分析の実施

上記4)の概略設計案に基づき、経済・財務面の妥当性を分析する。その際は、電力輸入については、水力発電所建設に加え、連系送電線・変電所など電力輸入に必要な設備の建設費用を概算した上で、kWh当りの発電単価を試算すること。また、電力輸出については、電力輸出に必要な設備の建設費用を概算した上で、kWh当りの推定売電価格を試算すること。右を踏まえ、近隣国内での売買電力料金や国際電力融通の実績等に鑑み、バングラデシュ及び近隣国にとって電力融通が電力政策として妥当なものか判断する。なお、交流連系または電力輸入相手国と輸出相手国が異なる電力融通についての経済・財務分析は、分析内容が複雑化することから、許容可能な仮定を用いて分析を行うこととする（例：400kV1回線及び2回線との比較等）。

7) 自然・環境・社会配慮に対する検討

水力発電の開発有望地点に関し、地点ごとの自然・環境・社会配慮に関する簡易な調査を行い、今後のJICAの協力上のリスクを洗い出す。これらの調査を基に、各有望地点の自然環境及び社会環境への負の影響を相対的に評価し、基礎的な妥当性を検証することで、有望地点選定への一助とする。なお、水力発電に関する有望地点間の環境社会影響の差異を把握することが目的であるため、個別地点に対する詳細な環境マネジメント計画や、用地取得・住民移転計画等の策定といった詳細内容の検討は不要。

8) 今後の国際電力融通に向けた課題・リスクの洗い出し

上記調査・分析結果を基に、今後SAARC地域全体の電力融通を実現するにあたり解決すべき課題及びリスクを洗い出す。その際、技術・経済・財務面に限らず、環境社会配慮、自然環境、法規制、政治的意思、国際電力融通に係る各種制度（共通グリッドコード策定・国際電力料金設定等）など、諸方面に亘る課題・リスクを検討すること。また、洗い出した課題・リスクに対し、実現可能な対応策を併せて提言すること。

9) BOCM/JCM適用の検討

上記で提案された概略設計案や連系線の運用方式について、Bilateral Off-set Carbon Mechanism (BOCM)の適用可能性について検討するとともに、その適用効果について定量的分析を行う。また、ADB内でJoint Crediting Mechanism (JCM)運用が承認されたことを踏まえ、本調査を基にした将来案件へのADBの参画可能性に鑑み、JCMの適用可能性についても併せて検討すること。

10) 官民連携や保証スキーム等の検討

バングラデシュ政府及び開発パートナーによる開発資金を補完するものとして、民間資金や PPP の導入を検討する。また、リスク保証についても、政府保証のみならず、世界銀行グループや日本貿易保険等の公的機関、ないし民間機関を用いた保証スキームについて検討する。

11) JICA 支援方針の検討

上記を踏まえ、JICA によるバングラデシュ及び近隣国への国際電力融通推進に係る支援戦略・アプローチ及び具体的な事業候補案（有償・技協・無償・追加調査）の検討を行う。

12) ワークショップ開催支援

上記調査結果（連系線の概略設計案、経済・財務分析、環境社会配慮分析、解決すべき課題・リスク、BOCM/JCM 適用可能性、JICA 支援方針等）を踏まえ、近隣国間で共通認識醸成をもつために、近隣国政府合同のワークショップに係る開催支援を行う。主催はバングラデシュ政府とするが、調査内容の報告については調査団が責任を持って行う。開催地は 1 カ所（近隣国からの参加者が集まる形式）、参加者は近隣国政府・実施機関の高官、他開発パートナー、地域機関（SAARC・BIMSTEC）、準地域機関（SASEC）等を想定。

（5）第 3 回国内作業

第 2 回現地調査による情報収集・分析結果を取り纏め、ドラフトファイナル・レポート（DFR）を作成する。

（6）第 3 回現地情報収集・分析

1) DFR の説明

DFR の内容を要約した英文プレゼンテーション資料を作成する。その後、同資料を基にバングラデシュ及び関係国政府に説明・協議し、内容について確認する。

2) 追加的調査の実施

第 2 回現地調査の内容等に関し、JICA との相談に基づき更なる情報収集・分析が必要と判断されたものについて、追加的に調査を行う。

3) ワークショップ開催支援

DFR で取り纏められた内容について、近隣国間で共通認識醸成をもつために、近隣国政府合同のワークショップに係る開催支援を行う。主催はバングラデシュ政府とするが、調査内容の報告については調査団が責任を持って行う。開催地は 1 カ所（近隣国からの参加者が集まる形式）、参加者は近隣国政府・実施機関の高官、他開発パートナー、地域機関（SAARC・BIMSTEC）、準地域機関（SASEC）等を想定。

（7）第 4 回国内作業

第 3 次現地調査による情報収集・分析結果を取りまとめた上、ファイナル・レポート（FR）を作成する。

7. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナル・レポートとする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

1) インセプション・レポート (ICR)

記載事項：調査の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：2014 年 11 月上旬

部 数：英文 30 部（簡易製本）、電子ファイル

2) インテリム・レポート (ITR)

記載事項：第 1 次現地調査までの全ての調査結果と第 2 次現地調査以降の調査方針

提出時期：2015 年 1 月中旬

部 数：英文 30 部（簡易製本）、電子ファイル

3) ドラフトファイナル・レポート (DFR)

記載事項：第 2 次現地調査までの全ての調査結果及び第 3 次現地調査の調査方針

提出時期：2015 年 5 月上旬

部 数：英文 15 部（簡易製本）、電子ファイル

4) ファイナル・レポート (FR)

記載事項：JICA のコメントを踏まえた第 3 次現地調査までの全ての調査結果

提出時期：2015 年 7 月中旬、ドラフトファイナル・レポートに対するBangladesh側コメント提出から1ヵ月以内

部 数：和文要約版 10 部（製本）及び英文 30 部（製本）、電子ファイル

(2) その他の報告書類

1) 現地調査報告書

記載事項：各現地調査結果の概要（Word ないし Power Point 可、簡易なもの）

提出時期：各現地調査終了後速やかに

2) 会議記録等

先方政府との各調査報告書説明・協議にかかる議事録を作成し、JICA に速やかに提出する。また、JICA 及び調査団が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、3 日程度のうちに JICA に提出すること。JICA Bangladesh 事務所とのミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、10 日前までに配布資料を JICA に提出すること。

3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員又は分任監督職員に提出する。

5) 再委託契約の成果品

再委託契約により実施した成果品について JICA へ提出する。

6) その他

上記の提出物のほかに、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各報告書の和文要約等、JICAが必要と認め報告を求めたものについて提示する。

第3 業務実施上の条件

1. 調査工程

2014年10月下旬より業務を開始し、2015年7月下旬を終了の目途とする。調査行程及び各種報告書の作成時期は、目途として以下を想定している。但し、調査の実施状況により必要と判断されれば、JICA、及びバングラデシュ・その他近隣国政府と協議の上で変更することがある。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途

約32.59M/M

（2）業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- 1) 総括・電源開発計画 ※評価対象（2号）
- 2) 系統計画・運用 ※評価対象（3号）
- 3) 水力土木 ※評価対象（4号）
- 4) 水力電気・機械設備
- 5) 経済分析
- 6) 地質
- 7) 環境
- 8) 社会配慮

3. 相手国の便宜供与

協議議事録（M/M）を参照のこと。

4. 配布資料

- 本調査に関するM/M（2014年4月）
- JICA「バングラデシュ国石炭火力発電マスタープラン調査」ファイナル・レポート（2011年2月）
- JICA「ブータン国地方電化マスタープラン調査」ファイナル・レポート（2005年10月）
- JICA「ネパール国全国貯水式水力発電所マスタープラン」ファイナル・レポート（2014年2月）
- JICA「ミャンマー連邦共和国 バルーチャン第二水力発電所補修計画準備調査」準備調査報告書（先行公開版）
- SAARC Energy Center「Regional Electricity Trade: Legal Framework of South Asia」（2010年9月）<<http://www.saarcenergy.org/OurWork/Publications.aspx>>

- SAARC Secretariat 「SAARC Regional Electricity Trade Study」 (2010年3月)
- India Central Energy Authority 「Load Generation Balance Report 2013-2014」 (2013年5月)
- ADB/SASEC 「South Asia Subregional Economic Cooperation Cross-Border Power Trade Development」 (2014年3月)
- ADB/SASEC 「Bangladesh-India Electrical Grid Interconnection Project」 (2010年8月、2013年9月)

5. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

6. 現地再委託

本業務において現地再委託は想定していないが、水力発電の開発有望地点における環境社会配慮に対する検討など、現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合がある。現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案すること。

7. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) バングラデシュ側の出張旅費

バングラデシュ側の出張旅費については、財政上の理由等により負担し得ない場合、次の条件により当該経費を支給することが出来る。なお、精算には証拠書類を必要とする。

- 1) 業務に関する用務、目的地であること
- 2) 交通費、日当・宿泊費であること (但し、交通費と宿泊費は実費支給)
- 3) JICAが事前に承認していること
- 4) バングラデシュ側からの申請書を取り付けていること

経費についてはインド・ブータンへ各1回ずつ、5名×7日間 (席種エコノミー・クラス) を想定し、別見積とする。

(3) ワークショップ開催費

第2回・第3回現地情報収集・分析調査期間内に実施するワークショップ開催に係る直接経費 (近隣国政府の参加者に対する旅費、雑費 (軽食・飲料費) 等) については、契約金額に含めることが出来るが、開催国は各回ともバングラデシュ、近隣国政

府からは各5人ずつ招待することを想定し、別見積とする。

(3) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。治安状況については、各 JICA 事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。

以 上

